

2 観光計画調査分析

本県の観光行政を実施するに当たり指針となる計画が現時点において3つあり、総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画である。

これらの計画は、東日本大震災後に本県の復興を目指し、見直しあるいは新たに策定されたものであるが、これら3つの計画が定める施策の実施が複合的に効果を発揮することにより、観光も含め本県の復興が一日も早く達成されるものと期待されている。そこで、前述した第3部の1観光利用状況調査の結果を受け、これらの計画が、現在の観光利用状況水準を震災前の水準に戻すために迅速性に問題はなく効果的か、さらに復興後のあるべき姿の観光にとり効果的かなどについて検証することとする。

なお、3つの計画の関係については、「(4) 総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画の関係」の項目においてまとめて記載している。

また、福島復興再生特別措置法に基づいて策定される各種計画のうち、本県観光行政に関するものについても検証の対象とした。

(1) 総合計画

本県は、あらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す最上位計画として総合計画を策定している。

震災前においては、平成21年12月に、「いきいき ふくしま創造プラン」なる平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする総合計画を策定していたわけであるが、平成23年3月11日発生した東日本大震災や原子力災害により、この総合計画が予定する社会経済情勢の前提が激変したことから、震災後の復興・再生を確実にするため、この計画を全面改定し、平成24年12月に「ふくしま新生プラン」なる平成25年度から平成32年度までの8年間を計画期間とする総合計画を新たに策定した。

観光行政についても、この新しい総合計画に基づき復興に向けた諸施策が予算化され、実施され、評価されることとなる。なお、この総合計画は、「人と地域」を礎とし、「活力」「安全と安心」及び「思いやり」の3つを柱に、復興・復旧の視点を重視した施策も盛り込み策定したものであり、本県の東日本大震災後の将来のあるべき姿の県土づくりを目指すものである。観光分野については施策分野別、地域別の主要施策の中に具体的に盛り込まれている。

① 政策分野別

本計画の策定する22の政策分野のうち観光を明確に示すものは「活力」の5観光・交流の分野においてのみであるが、「人と地域」「安全と安心」「思いやり」及び「活力」の5観光・交流以外の分野においても観光関連と考えられる諸政策が具体的に策定されている。

以下検証することとする。

i) 「活力」の「5観光・交流」分野

本県のイメージ回復と観光客の誘致、国際会議の誘致を主な取組とし、国内観光、国際観光、定住・二地域居住などによる国内交流、国際交流の推進を目指すとする。

数値目標は、主な指標として観光客入込数を掲示し、現況の平成22年57,179千人から10年後における平成32年の目標値を63,000千人としている。さらに、従たる指標に県内宿泊旅行者数と県内の外国人宿泊者数を示している。特に、県内宿泊旅行者数の数値目標は、現況の8,683千人を平成32年目標値11,000千人とし、県内の外国人宿泊者数は、現況の27,540人を平成32年目標値130,000人としている。

なお、本県の目標値は1月1日から12月31日までの暦年基準により算定表記されていることに留意する必要がある。

数値目標の上記以外の項目は以下のとおりであるが、各具体的数値は他の観光関連の指標と併せて「(1)総合計画の④観光関連の主な数値目標のまとめ」の表に記載したので参照すること。

- ・教育旅行における県内宿泊者数
- ・グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数
- ・ふくしまファンクラブ会員数
- ・ふくしまふるさと暮らし情報センターにおける相談件数
- ・FIT地域における観光客入込数
- ・国際会議の開催件数・参加者数
- ・外国人留学生数

ii) 「人と地域」

「3文化・スポーツ、人々の活躍の場づくり」の分野において観光関連の主な取組としては、伝統文化等の保存・継承及びスポーツ等の全国大会や国際大会の誘致を掲げている。

観光関連の数値目標の主な項目は以下のとおりである。具体的数値は「(1)総合計画の④観光関連の主な数値目標のまとめ」の表に記載したので参照すること。

- ・福島県立美術館の入館者数
- ・福島県立博物館の入館者数
- ・県文化センターの入館者数
- ・ふくしま海洋科学館の入館者数
- ・県文化財センター白河館の入館者数

iii) 「活力」の「5 観光・交流」以外の分野

「6 交流基盤・物流基盤」の分野において幹線道路や地域連携道路、J R 常磐線の復旧・基盤強化を主な取組とし、高速交通ネットワーク、骨格道路網、福島空港・小名浜港・相馬港、情報通信基盤の整備と活用、鉄道の復旧と基盤整備を目指すとし、観光に直接影響する交通アクセスに関し計画している。

数値目標は、主な指標として、7つの生活圏の中心都市間の平均所要時間を現況の平成23年88分から平成32年目標値86分以内としている。

なお、数値目標のその他の指標の項目は以下のとおりである。具体的数値は「(1) 総合計画の④観光関連の主な数値目標のまとめ」の表を参照すること。

- ・30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数
- ・福島空港利用者数
- ・J R 路線の運休区間の距離

iv) 「思いやり」

「3 自然環境・景観の保全、継承」の分野においては景観形成活動の促進と希少野生動植物の保護を主な取組とし、自然環境の保護と適正な利用、美しい景観の保全と継承、生物多様性の保全及び環境保全対策を目指している。

数値目標は、主な指標として、自然公園の利用者数を現況の平成22年15,291千人から平成32年目標値17,600千人としている。さらに環境基準の達成率については水質については現況の92.8%、大気については現況の73.5%を平成32年目標値100%としている。

② 地域別

本県を7つの地域に区分し、それぞれの特色や課題を踏まえた地域づくりを推進するための主要施策を策定している。

地域別の主要施策について記載されている内容をみると、観光に関しては、特に直接的に表現しているものは少なく、間接的に観光の施策を類推あるいは想定できる程度の抽象的表現にとどめてある。

総合計画の性質上やむを得ないとも考えられるが、より具体的に観光についての施策を記載すべきではなかったのか。将来に向け本県観光施策を積極的に推進する姿勢は残念ながら読みとれない。以下、地域別の主要施策内容について説明する。

i) 相双地域

観光施策について直接的、間接的な記載はない。

ii) いわき地域

多様で活発な交流の促進の内容に観光施策を間接的に表現しているのではとも考え

られるが、観光施策の記載を検討すべきではないか。

iii) 県北地域

多彩な交流の促進と観光施策を間接的に表現している。

iv) 県中地域

風評の払拭と観光の推進、地域資源の活用による交流人口の拡大を目指す観光施策を積極的に行うことが記載されている。

v) 県南地域

地域資源を活かした交流の促進と観光施策を間接的に表現している。

vi) 会津地域

自然環境、景観等を後世に伝える取組の記載があるが、本県を代表する観光のメッカでもあり、観光施策を具体的に記載することを検討すべきではないか。

vii) 南会津地域

地域資源を活用した観光・交流人口の拡大と観光施策について記載されている。

③ 計画推進の方法

県は総合計画を着実に進めるための考え方、進行管理及び重点プロジェクトについて別段の項目により定めている。

計画の推進に当たっての考え方として、夢・希望・笑顔に満ちた新生ふくしまを実現するため、県民、民間団体、企業、市町村などと協力しながら、県づくりに取り組むこと、ふくしまの未来のため、組織や政策の枠を越えて、連携しながら取り組むことの2つを列挙している。

進行管理についても県の主な取組を点検・評価するとともに、県民の声を進行管理に活用すること、点検・評価した結果などを県民に分かりやすく公表することの2つを列挙している。そして、県が重点的に取り込むべきものを重点プロジェクトとして13件指定し、予算を優先的・効果的に配分するとしている。特に、観光分野においては、13件の重点プロジェクトのうちふくしまの観光交流プロジェクトを定め、ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけ、様々なイベントの誘致などにより、国内外から多くの観光客などが訪れる姿を将来の目指す姿としている。

④ 観光関連の主な数値目標のまとめ

総合計画に記載されている観光関連の主な数値目標の具体的内容はすでに示したとおりだが、総合計画の数値目標は、観光関連以外の分野の数値目標とも混在し、かつ、数が多いため観光関連の数値目標のみを再度抜粋し表にまとめてみたので参考にする。なお、これらの数値目標は全て復興計画の数値目標とも一致している。

項目	現況値	単位	目標値	単位
観光客入込数 ※	H22 57,179	千人	63,000	千人以上
県内宿泊旅行者数 ※	H23 8,683	千人	11,000	千人以上
県内の外国人宿泊者数 ※	H23 27,540	人	130,000	人以上
教育旅行における県内宿泊者数	H23 132,445	人	750,000	人以上
グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数 ※	H23 156,494	人	290,000	人以上
ふくしまファンクラブ会員数	H23 6,368	人	12,100	人以上
ふくしまふるさと暮らし情報センターにおける相談件数	H23 4,988	人	2,550	件以上
F I T地域における観光客入込数	H22 19,961	千人	21,957	千人以上
国際会議の開催件数	H23 16	件	増加を目指す	
国際会議の参加者数	H23 3,736	人	増加を目指す	
外国人留学生数	H23 393	人	540	人以上
福島県立美術館の入館者数	H23 103,960	人	120,000	人以上
福島県立博物館の入館者数	H23 82,414	人	100,000	人以上
福島県文化センターの入館者数	H23 62,929	人	345,800	人以上
ふくしま海洋科学館の入館者数	H23 258,244	人	900,000	人以上
県文化財センター白河館の入館者数	H23 22,528	人	30,000	人以上
七つの生活圏の中心都市間の平均所要時間	H23 88	分	86	分以下
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	H23 46	市町村	51	市町村以上
福島空港利用者数	H23 210	千人	300	千人以上
J R路線の運休区間の距離				
J R常磐線	H24 63.3	k m	0.0	k m
J R只見線	H24 27.6	k m	0.0	k m
猪苗代湖におけるCOD値	H23 1.1	mg/l	0.5	mg/l 以下
自然公園の利用者数	H22 15,291	千人	17,600	千人以上
森林づくり意識醸成活動の参加者数	H23 107,189	人	155,000	人
野生動植物保護サポーター登録数	H23 113	人	140	人以上
環境基準の達成率（水質）	H23 92.8	%	100	%
環境基準の達成率（大気）	H23 73.5	%	100	%
尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数	H23 769	人	1,400	人以上

注：現況値と目標値の数値は、原則として年度基準により算定されている。

なお、※の項目は1月1日から12月31日までの暦年基準により算定されている。

(意見)

主な数値目標が項目別に原則として一つのみ示されているが、事後評価の原因分析を含め効果的に行うに当たり、さらに関連する数値目標を従たるものとして設定すべきである。例えば、教育旅行の主な数値目標としては、県内宿泊者数が示されているが、従たる数値目標として小学校、中学校及び高等学校などの学校別の数値目標、都道府県別などの地域別数値目標などの設定があればより適切な事後評価が行うことが可能となる。

(2) 復興計画

本県は、平成 23 年 12 月 28 日に福島県復興計画（第 1 次）を具体的な復興のための取組や事業を示すために復興ビジョン（平成 23 年 8 月 11 日策定）に基づき策定した。その後、本県を取り巻く状況の変化による新たな課題への対応の必要性から計画内容を見直し、平成 24 年 12 月 28 日に福島県復興計画（第 2 次）として策定している。

この復興計画は、上記の総合計画と将来像を共有しつつ、本県復興のために必要な取組を機動的かつ確実に進めるための計画と位置付け、特にこの復興計画における主要施策の重点プロジェクトについては、総合計画の重点プロジェクトと同一とし一体的に進めている。

なお、観光については、主要政策のうち復興に向けた重点プロジェクトの 12 項目のうち、まちづくり、人とつながる分野におけるふくしまの観光交流プロジェクトの項目に主に記載されている。この復興計画の計画期間は 10 年である。

① 重点プロジェクトふくしまの観光交流プロジェクトの項目の内容

i) ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに、芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客が訪れていることを想定している。

ii) プロジェクトの主な内容は次のとおりである。

A テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食の連携など、県内市町村、観光事業者が一丸となった観光復興キャンペーンを実施すること。

B 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流を推進すること。

② 観光関連の数値目標 指標

i) 重点プロジェクトふくしまの観光交流プロジェクト

・観光客入込数

現況の平成 22 年 57,179 千人から平成 32 年の目標値を 63,000 千人以上としている。

・教育旅行における県内宿泊者数

現況の平成23年度132,445人から平成32年度の目標値を750,000人以上としている。

ii) 重点プロジェクトふくしま・きずなづくり

- ・NPOやボランティアと県との共同事業数

現況の平成23年度60事業から平成32年度の目標値を130事業以上としている。

- ・ふくしまファンクラブ会員数

現況の平成23年度6,368人から平成32年度の目標値を12,100人以上としている。

iii) 重点プロジェクト県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化

- ・7つの生活圏の中心都市間の平均所要時間

現況の平成23年度88分から平成32年度の目標値を86分以下としている。

- ・JR常磐線の運休区間の距離

現況の平成23年度63.3kmから平成32年度の目標値を0.0kmとしている。

③ 観光関連の地域別取組

i) 全エリア共通の主な取組

交通の整備の項目に、浜通りと中通り、中通りと会津をつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークの構築に取り組むとあり、この取組は観光分野においても交通アクセスの強化改善につながるものである。

ii) 相馬エリア

〔復興に向けた考え方〕

被災施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりへの取組を強力に推進すること。原子力災害を克服し、避難指示解除（準備）区域の復旧と復興への取組を加速し、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力に取り組むこと。

以上2つを復興へ向けた考え方として示している。

〔主な取組〕

観光分野における交通アクセスの強化改善につながるものとして、復興を支援する交通網の整備の項目において具体的に記載している。

iii) 双葉エリア

〔復興に向けた考え方〕

福島第一原子力発電所が設置されている現場エリアである。地震・津波被害に加え、原子力災害によりほとんどの住民が避難を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。このため、県は、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、避難指示解除（準備）区域の復旧と復興への取組を加速し、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力に取り組むことを復興へ向けた考え方として示して

いる。

〔主な取組〕

産業の再生及び創出の項目においてサッカー場である J ヴィレッジの早期再開、復興を支援する交通網の整備の項目において具体的に記載している。

iv) いわきエリア

〔復興に向けた考え方〕

地震・津波被害・原子力災害による複合被害を克服し、復旧と復興へ向けたまちづくりへの取組を強力に推進すること。洋上風力発電所など再生可能エネルギーの推進を図り、国際バルク戦略港湾小名浜港の整備を進め、浜通りの復興拠点地域としていち早く復興を成し遂げ、ふくしま全体の復興に結びつけること。

以上2つを復興へ向けた考え方として示している。

〔主な取組〕

地震・津波被害への対応の項目において、水族館「アクアマリンふくしま」との連携によるにぎわい創出、復興を支援する交通網の整備の項目において具体的に記載している。

v) 中通りエリア

〔復興に向けた考え方〕

地震被害の復旧を強力に推進すること。高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、県全体の復興を牽引し被災者支援、雇用確保などの役割を担うこと。避難指示解除（準備）区域の復旧と復興への取組を加速し、解除を待つ区域の住民帰還に向けた環境整備に全力で取り組むこと。

以上3つを復興へ向けた考え方として示している。

〔主な取組〕

産業の再生及び創出の項目において、国内外の会議・大会・イベント誘致による観光振興、福島空港を活用した裾野の広い交流拡大・情報発信。

vi) 会津エリア

〔復興に向けた考え方〕

平成 23 年 3 月 11 日の地震による被害は比較的少ないが、同年 7 月末の新潟・福島豪雨による甚大な災害に見舞われたため、豪雨災害からの復旧・復興を進め、災害に強い社会づくりを確立すること。原子力災害に伴う風評から脱却し、全国屈指

の観光地として復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信すること。
以上2つを復興へ向けた考え方として示している。

〔主な取組〕

産業の再生及び創出の項目にNHK大河ドラマ「八重の桜」の放送を契機とした歴史・文化的資源を活用した新たな観光振興につながるものとして復興を支援する交通網の整備の項目において具体的に記載している。

平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧への取組の項目において、JR只見線の復旧も含め具体的に記載している。

④ 復興計画の実現方法

i) 情報の発信

- ・あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信すること。
- ・被災者向けの情報発信は、被災者のニーズの変化や多様化に対応し、よりきめ細かな情報を発信すること。

ii) 民間団体や県民等との連携

A 地域住民等との協働

- ・県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体による情報共有、地域課題の確認、復興に向けた取組の検討のため、各地方振興局を中心に協議の機会を設置すること。
- ・母親や若者、高齢者等多様な主体からの意見反映を一層推進し、その主体的な活動の促進、協働を推進する仕組や体制づくりを推進すること。
- ・県民、行政区等、企業や行政機関など社会を構成するあらゆる主体が、地域コミュニティの再生に県民運動として取り組み、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会を形成すること。

B 民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- ・企業や民間団体からの各種提案や協力を受け止めるための県の窓口設置
- ・必要な情報提供
- ・県や各種団体との連携のための調整

iii) 市町村との連携

- ・権限の委譲と財源の確保

- ・迅速かつ的確な人的支援

県復興計画に基づく具体的取込実施の際の市町村との連絡調整

iv) 国への要請等

原子力災害により土台から崩された本県の復興は、一地方自治体の力では限界があり、原子力災害は事業者及び国策として原子力発電を進めてきた国に全責任があるとの立場で「原子力災害からの福島復興再生協議会」等の場を活用し、必要な予算措置、法的措置及び原子力発電所の立地に伴う財源に代わる自由度の高い新たな財源措置等を要請する。

v) 復興に係る各種制度の活用

A 復興基金等の設置と活用

福島県原子力災害等復興基金等、本県の復興・再生に係る基金を復興計画推進のための事業に活用する。

B 復興特区制度の活用

本県としても、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。

復興交付金の制度運用の弾力化、対象事業の拡大、十分な予算確保を要請する。

C 法律の活用及び制定要請

一地方自治体の枠を超えた法的措置による仕組や制度等の整備と活用が不可欠との考えから、これまで制定された様々な法令について、本県の実情に即した具体化と一層の活用を進めるとともに、新たに必要となる取組についての法的措置を引き続き国に要請する。

- ・福島復興再生特別措置法（平成 24 年 3 月 31 日法律第 25 号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年 8 月 12 日法律第 98 号）
- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）
- ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年 6 月 27 日法律第 48 号）
- ・原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年 6 月 17 日法律第 147 号）
- ・原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和 36 年 6 月 17 日法律第 148 号）

vi) 実効性の確保

A 推進体制

本計画は、「福島県東日本大震災復旧・復興本部」において、全庁一体的に推進すること。

避難指示区域の見直しに伴う避難地域市町村の帰還及び復興支援について、「避難地域復興局」において推進、帰還支援及び生活拠点の整備に係るプロジェクトチームを設置し、庁内連携体制を強化すること。

B 計画の進行管理

各取組の進行状況を毎年度点検し、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関が評価を実施すること。

評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を実施すること。

評価結果を県民に分かりやすく公表すること。

C 復興に向けた取組への重点的対応

重点プロジェクトに盛り込んだ事業を重点事業と位置付け、財源を優先的に配分すること。

D 復興計画の柔軟な見直し

今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、復興計画を適時、柔軟に見直すこと。

(3) 商工業振興基本計画

県は、福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の商工労働及び観光に関する部門別計画として、平成22年3月に平成26年度を目標年次とする「福島県商工業振興基本計画“生きいき”ふくしま産業プラン」を策定したが、東日本大震災と原子力災害により県内の産業が大きな影響を受けたため、この厳しい状況から本県産業を復興し、持続的に発展できる本県産業の再構築を目指すため、これまでの計画を見直し、平成25年3月1日に新たに「福島県商工業振興基本計画 新生ふくしま産業プラン」を策定した。

この計画は、復興計画と連携し、本県産業を復興させることを目指すとともに、平成24年12月に全面的に改定した福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の「ふくしまを支える3本の柱」のうち、特に「いきいきとして活力に満ちた“ふくしま”」を担う商工業・労働・観光交流等に関する各種施策の基本的方向を明らかにし、これを具現化する総合的な指針として策定されたものである。

なお、従前は個別計画として位置付けていた「福島県観光振興基本計画うつくしま、ふくしま観光振興プラン」は、この計画に統合し、内容を充実したと説明している。この計画の計画期間は8年間であり、平成25年度を初年度とし、平成32年度を目標年度としている。

- ① 第2章本県産業を取り巻く社会経済情勢の変化においては、1 本県産業を取り巻く環境の変化として10項目、すなわち東日本大震災及び原子力災害の発生、人口減少・少子高齢社会の急激な進行、資源・エネルギー確保への課題、産業・就業を取り巻く環境の変化、様々な産業分野におけるイノベーションの加速化、高度情報化社会の進展、労働環境の変化、商業環境の変化、グローバル化の進展及び観光・交流を取り巻く環境の変化の項目を挙げて説明しているが、観光に関連する主なものを抜粋しておくとおりのとおりとなる。

・東日本大震災及び原子力災害の発生の項目

- ◇ 平成23年度県内主要観光地点の入込数が約4割減となるなど、本県を訪れる観光客や教育旅行者が大きく減少した。
- ◇ 外国からの渡航制限により福島空港の国際定期路線が運休し、平成23年度の利用者が前年度比約77千人減少した。
- ◇ 原子力災害に起因する風評により、様々な産業において、これまで築き上げてきた福島県のブランドが傷付いたことから、本県の産業全般に対する風評の解消が求められる。

(一部抜粋)

・観光・交流を取り巻く環境の変化の項目

- ◇ 国内人口が減少傾向にある中、国内外からの観光客や二地域居住者などの交流人口を拡大し、地域の活力を取り戻す動きが全国で盛んとなっている。
- ◇ 東日本大震災の発生後、本県への旅行者数やツアーは大幅に減少し、現在もなお原子力災害に伴う風評による影響が残っており、震災前の水準までは観光客が戻っておらず、今後も風評の払拭に継続して取り組む必要がある。
- ◇ 原子力災害の影響で国際定期路線の運休が続いており、福島空港の利用者数が減少した。
- ◇ ボランティアの中から本県への移住を決めて復興に向けた活動を実施する方々が現れるなど、東日本大震災を通じて生まれた^{きずな}絆を活用した交流人口の拡大が期待される。
- ◇ 原子力災害による風評により、県内を訪れる外国人が大幅に減少した。国内はもとより世界中に福島の状態を引き続き伝える取組が必要である。
- ◇ 海外での風評払拭を図るため、国やJ N T O（日本政府観光局）等と連携しながら、国際会議や国際的イベント等の誘致、開催を促進し、本県の正しい情報や魅力

を世界に発信する必要がある。

- ② 第3章本県産業の目指す将来の姿は「第2章本県産業を取り巻く社会経済情勢の変化」を踏まえ、今後を展望し描いており、その将来の姿の実現に向かって取り組むとしている。そのため、この計画の基本目標は、「震災からの復興と新たな時代を担う産業の創出による『新生ふくしま』の実現」とし、その達成に向けた取組の基本姿勢を「連携」と「挑戦」による新たな価値の創造と説明している。

さらに、施策の基本的方向として5項目、すなわち、東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たしている「ふくしま」、将来を支える成長産業が創出されている「ふくしま」、地域資源を生かした産業の振興が図られている「ふくしま」、多様な交流が促進されている活力に満ちた「ふくしま」及び産業を支える「人と地域」が輝いている「ふくしま」の項目のそれぞれについて、目指す産業の将来像、将来像を実現するに当たっての課題及び施策の基本的方向の3分野について具体的に説明している。

なお、観光分野については主に多様な交流が促進されている活力に満ちた「ふくしま」の項目に記載されているので原文をそのまま掲載した。

原文

多様な交流が促進されている活力に満ちた「ふくしま」

目指す産業の将来像

- ① 東日本大震災や原子力災害、そして深刻な風評被害を乗り越え、本県の持つ豊かな自然、歴史に培われた伝統文化や食文化、産業遺産などの観光資源の一層の磨き上げが行われることに加え、本県産業の特色となる再生可能エネルギーや自然環境に配慮した観光施設等が増加し、魅力的な観光地が形成されるとともに、本県の観光情報を県外へ積極的に発信することで、国内はもとより東アジアを中心とした海外から多くの観光客が訪れています。
- ② 様々な国内外のコンベンションや文化イベント、スポーツ大会等の本県開催はもとより、教育旅行やスポーツ、文化活動などの合宿の地として活用されることで、幅広い年代での交流が盛んになるとともに、東日本大震災を機に復旧・復興で国内外から本県を訪れていた方々の県民との“絆”やネットワークづくりがきっかけとなり、県外との交流が拡大していきます。
- ③ 首都圏への近接性、更には温かな県民性など地域の魅力が広く理解され、県外から定住・二地域居住をする人々が増え、地域の中に溶け込み地域に新たな活力が生まれています。
- ④ 様々な交流を支える福島空港を拠点として、県内企業の海外展開や海外企業の県内立地など、アジアを中心とした海外各地との経済交流が盛んになり、本県経済の成長に寄与しています。

将来像を実現するに当たっての課題

- ① 人口の減少が進む中、交流人口を増加させることが重要となっていますが、観光客の誘致や定住・二地域居住の推進については、全国的に競争が激しくなっているため、本県ならではの温かい県民性も含めた総合的な魅力を高めていくとともに、県内外、更には国外へも強力に情報発信していく必要があります。
- ② 少子高齢化や人口減少など国内市場の縮小や円高傾向の継続に加え、東日本大震災以降、サプライチェーンの見直しや電力供給の不安定から発注元企業の海外シフトの動きもあり、海外企業との取引拡大が必要となっています。
- ③ 経済のグローバル化が進展する中、空港・港湾などの交流基盤がますます重要となっており、県内全体の活力を高めていくため、機能の維持・充実を図りながら、一層の利用促進に努める必要があります。

施策の基本的方向

- ① 国内外からの観光客を誘致するため、本県の豊かな自然、歴史に培われた伝統文化や食文化、そして特色あるコンベンション施設や文化・スポーツ施設などの活用に加え、観光特区を活用し、魅力ある観光地づくりも推進するなど、多様化する観光ニーズに対応した体験・滞在型の観光を推進していきます。
- ② 県内企業の海外取引拡大や海外企業の県内立地など、アジア地域を中心とした海外との交流拡大を図っていきます。
- ③ 東日本大震災及び原子力災害後の本県に対する理解を促進するため、正確な情報発信を継続的に実施していくとともに、地域の観光資源に目を向け特色ある観光を提案します。また、ICTを活用した観光情報発信や案内表示等の多言語表記など、観光地としてのバリアフリー化に取り組むことで、国内外からの観光客が安心して訪問し、快適に滞在いただけるよう受入体制の環境整備に努めます。
- ④ 東日本大震災以降、本県を応援していただいている層を対象として、本県の取組を伝達する機会を確保するとともに、相談窓口や受入体制整備を図ることで、定住・二地域居住の推進を図っていきます。
- ⑤ 様々な交流を支える福島空港を活用し、県外や海外からの誘客促進、国内外における企業活動の拡大を始め、本県と他地域との一層の交流の拡大を図っていきます。

- ③ 第4章においては、今後8年間における重点施策の展開として、目指す8年後の姿を第3章で記載した「めざす産業の将来像と実現に向けた施策の基本的方向」の5項目別に計画の目標年度（平成32年度）において、本県産業の成長する姿を予想し、記載している。なお、これら重点施策の達成度を測るための数値目標を67掲げ、成果指標として設定しているが、観光に関連する数値目標については、既に総合計画の主な数値目標のまとめにおいて記載され重複しているため、重複以外のこの計

画による数値目標のみを掲載しておく。

総合計画の数値目標重複以外の項目	現況値	単位	目標値	単位
No.29 観光物産館の購買者数	H23 年度	94,446 人	H32 年度	118,000 人以上
No.30 ふくしま市場の売上高	H23 年度	181,101 千円	H32 年度	184,000 千円以上
No.41 グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数	H23 年	156,494 人	H32 年	290,000 人以上
No.42 福島県認定ツーリズムガイド者数	H23 年度末	74 人	H32 年度末	92 人以上
No.43 産業交流館大規模コンベンション開催件数	H23 年度	0 件	H32 年度	85 件以上

観光分野における主な成果指標により描く姿については、多様な交流が促進されている活気に満ちた「ふくしま」の項目に記載されているので、原文をそのまま掲載した。

原文
<p>多様な交流が促進されている活気に満ちた「ふくしま」</p> <p>① 豊かな自然、歴史に培われた伝統文化や食文化、健康や癒し、農業等体験、産業遺産など「地域の宝」である観光資源を生かし、これらを国内外に積極的に発信することに加え、東日本大震災以降、災害復旧活動やボランティア活動など様々な形で本県を訪れていた方々との絆やネットワークを活用することにより、平成22年時点で約5,718万人の観光客入込数が6,300万人以上となるなど、国内のみならず、世界中から多くの観光客が本県を訪れています。</p> <p>② 首都圏への近接性、豊かな自然環境、更には温かな県民性など地域の魅力が広く理解され、ふくしまファンクラブ会員数が平成23年度末時点の6,368人から12,100人以上になるとともに、地域における定住・二地域居住者の受入・支援体制の充実が図られていることにより、定住・二地域居住をする人々が増え、地域に新たな活力が生まれています。</p> <p>③ 福島空港を活用した県外や東アジアを始めとした海外からのより一層の誘客、国際会議や学術研究などの経済・ビジネス交流、青少年の教育・文化・スポーツ交流などの活発化により、県内の外国人宿泊者数が平成23年度時点の約2.8万人から13万人以上になるなど、県内全体の活力が高まっています。</p>

次に、主要な施策の展開として東日本大震災及び原子力災害からの復興、ふくしまの将来を支える成長産業の創出、ふくしまの地域資源を生かした産業の振興、ふくしまに活力を与える多様な交流の促進及び産業を支える「人と地域の輝き」づくりの5つに分けて説明している。

なお、観光分野に関する記載について、その主なものは次のとおりである。

i) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

東日本大震災及び原子力災害からの復旧、復興、風評の払拭に向けた継続的な情報発

信並びに観光客の誘致の3項目に分けて施策を記載しているが、観光分野については、主に最後の項目に具体的に記載されているため、原文をそのまま掲載した。

原文

風評の払拭に向けた継続的な情報発信と観光客の誘致

(1) 本県観光地等の正確な情報発信と国際路線の再開拡充

- ホームページ等を活用しながら、観光地の放射線の状況や食を始めとする県産品の安全性を定期的に情報発信し、東日本大震災及び原子力災害の影響により、激減した本県への国内外からの観光客の回復と運休が続いている福島空港国際定期路線の再開に取り組みます。
- 福島空港国際定期路線については、航空会社に対し、まずはチャーター便の運航の働き掛けを行い、ステップを踏みながら、定期路線の再開を目指します。そのため、当該チャーター便の運航期間及び定期路線が再開し安定するまでの間、航空会社等への運航支援を実施します。また、東日本大震災及び原子力災害の影響により激減した国際チャーター便（台湾、香港等）の誘致に向けて関係国及び航空会社へ運航を働き掛けるとともに、航空会社等への運航支援を実施します。

(2) 観光復興キャンペーンの推進

- 原子力災害に伴う風評の払拭と観光誘客を図るため、テレビ、ラジオなどの各種メディアや福島県のマスコットキャラクター「キビタン」などを活用しながら、継続的に本県の観光地の魅力と正確な情報を発信するとともに、旅行エージェントの招へいやモニターツアーの催行に取り組むなど、観光復興キャンペーンを展開します。
- 国内外から観光客を効果的に誘致するため、市町村や地元フィルムコミッションなどと連携し、テレビや映画の誘致及び当該メディアとのタイアップを始め、鉄道、バスなどの交通事業者と連携した誘客キャンペーン等を展開するとともに、県内観光地の磨き上げと新たな魅力づくりを併せて行うことで、本県全体への誘客の底上げを図ります。

さらに、本キャンペーンの実施と合わせ観光案内等の人材育成を進めます。

- 団体旅行者が大幅に減少している現状を踏まえ、旅行会社を対象とする交流会や説明会を開催していくとともに、旅行会社と連携しながら、誘客につながるPR事業や県内旅行商品の造成促進に取り組みます。
- NHK大河ドラマ「八重の桜」放映を観光誘客の起爆剤とし、県全域に効果が及ぶ周遊型観光ルートの策定に取り組みます。

(3) イベント及びコンベンション誘致の推進

- 実際に福島に来て、見て、福島の現状を知ってもらうため、国内外の様々なイベント、スポーツ競技会及び会議等の誘致に向け、様々な支援を行います。
- 各省庁と連携しながら、国際会議の誘致活動を実施します。

(4) 教育旅行の回復と推進

- 大幅に減少している教育旅行の誘致・回復に向け、官民一体となり教職員や保護者等に対して、地道できめ細かな働き掛けを行っていきます。

さらに、実際に福島に来て、見て、感じていただき、“福島の今”を伝えていただく取組を推進します。

- 本県の現状や体験プログラム等の理解を深めるため、教育関係者の招へいや誘致につながる支援を行います。

(5) 県外からの観光誘客に資する施設の誘致

- 観光地としての魅力を高めるため、観光特区を活用しながら、国内外から観光誘客につながるような施設の整備や誘致に取り組みます。

ii) ふくしまの将来を支える成長産業の創出

観光分野に直接関連する施策の説明はなく、記載省略。

iii) ふくしまの地域資源を生かした産業の振興

農商工連携等による地域産業6次化の推進のうち、観光に関連する施策としてグリーン・ツーリズムなどの記載があるので、原文のまま記載する。

原文

グリーン・ツーリズムなど観光との連携

農林漁業者と観光業者などが連携して取り組む農業や伝統料理などの農山漁村体験プログラムの開発を支援するとともに、地域ならではの農産物や加工品等の提供と生産者との交流を通じ、県産品の魅力の増進を図ります。

県産品のブランド力の向上の国内における販路の拡大において、観光に関連する施策としてアンテナショップ等の展開の記載があるので原文のまま記載する。

原文

① アンテナショップ等の展開による販売促進

首都圏アンテナショップ「ふくしま市場」及び「八重洲観光交流館」における催事やイベントの充実・強化により、更に効果的な県産品の情報発信と販売促進を行うとともに、これらのスペースを活用して企業や市町村等が行うプロモーション活動を支援します。

② 多様なツールを活用した情報発信と販路拡大

雑誌の広告媒体やソーシャルネットワーク等による県産品の魅力や安全性の情報発信を行うとともに、「ふくしまファンクラブ」、「F u k u r u m (フクラム)カード」、県独自のネットショップである「キビタン市場」など、多様なツールを活用し、県産品の情報発信と販路拡大を図ります。

地域を支える商業・サービス業・観光産業などの振興のサービス産業の振興において観光産業の育成・強化に施策があるので原文のまま記載する。

原文

① 観光産業の育成・強化

観光産業は旅行業、宿泊業、運送業、みやげ物販売、さらには農林水産業、製造業など様々な産業への経済波及効果を有するとともに、新たな産業を生み出す可能性を含んだ裾野の広い産業であることから、県内観光産業の一層の振興を図ります。

また、経営基盤の強化やサービスの充実に対する支援などにより、観光産業の育成・強化を図ります。

iv) ふくしまに活力を与える多様な交流の促進

観光分野に直接関連する施策が、国内観光の推進、国際観光・国際経済交流の推進、定住・二地域居住の推進、福島空港を活用した広域的な交流の促進の4つに区分され、具体的に説明されている。今後8年間における観光行政のベースとなる重点施策であり、原文のまま記載する。

原文

1 国内観光の推進

(1) 滞在型観光の推進

① 着地型観光等の推進

多様化する観光客のニーズに対応するため、「地域の宝」を生かしながら、地域が主体となって地域独自の観光素材を発掘し、磨き上げ、新たな観光の魅力として提案・発信する着地型観光を推進し、観光客の満足度を高め、リピーターの創出を図ります。

特に、本県に産業及び研究機関の集積が想定される再生可能エネルギー、医療機器研究・製造を活用した新たな産業観光を始め、県内の自然や観光資源を活用したスポーツツーリズムや障がい者に優しいツアーなど、ニューツーリズムを推進するとともに、これらの受入体制の充実強化を図ることで観光業の振興を図ります。

また、東日本大震災の経験を踏まえた防災教育や再生可能エネルギー、環境保全の取組等の新たな素材を活用した体験プログラムづくりや人材育成、教育旅行誘致に向けた受入体制の整備を推進します。

② グリーン・ツーリズムの推進

地域ごとの受入体制の整備を推進し、グリーン・ツーリズムを実践する農家民泊の開設支援等を行うほか、県内外に対して農産物直売所や農家民宿等のPRを展開します。

③ 広域連携の推進

観光客の県内滞在期間の長期化や宿泊日数の増加を図るため、市町村の枠を越え、多様なニーズや季節に応じた広域連携を支援するとともに、魅力ある広域的観光ルートを開発するなど、東北観光推進機構や隣接県等との連携を推進します。

さらに、観光圏整備法により指定された2つの観光圏（ふくしま観光圏及び会津・米沢地域観光圏）と連携し、滞在型観光を促進します。

④ 国内外からの観光客に対するバリアフリーの推進

障がい者の旅行を促進するため、県内の観光事業者の協力を得ながら、バリアフリー化を図ります。

また、ICTを活用して、観光情報をタイムリーに発信するとともに、快適で利便性の高いサービスを旅行者に提供して観光誘客を図ります。

なお、国内外からの観光客の利便性向上を検討するため、ICTの活用も含めた電子マネーやクレジット決済等の実証実験や普及拡大を推進します。

⑤ 環境に配慮した観光地づくりの推進

再生可能エネルギー等や環境保全、地域内循環型社会システムの導入など、環境保護を率先する先進的な観光地づくりを推進又は支援します。

2 国際観光・国際経済交流の推進

(1) 海外からの誘客の促進

① 誘客・PR活動の推進

東アジアを中心とした海外からの誘客を推進するため、現地における観光プロモーションや商談会の開催、現地旅行関係者の招待事業の実施などのPR活動に積極的に取り組みます。

また、福島空港と他空港との連携を図りながら、幅広いニーズに対応可能な魅力的な広域観光ルートの開発に取り組みます。

② 海外への情報発信

海外における本県及び本県観光資源の認知度（ブランド力）の向上を図るため、多言語による観光パンフレットやDVDなどの広報素材作成はもとより、多言語ホームページの開設や現地マスメディアの招待事業の実施など、情報発信の強化に取り組みます。

③ 国際教育旅行の推進

将来のリピーターとなる海外の若年層の誘客を促進するため、学校交流やホームステイ等の受入体制の整備を図り、海外と本県の若年層との相互交流の機会創出に努めながら、東アジアを中心とする海外からの教育旅行の誘致及び本県若年層の国際化に向けた交流活動に積極的に取り組みます。

(2) 国際観光に対応した環境整備

① 外国人観光客の案内体制の整備

個人旅行（FIT）の増加や観光ニーズの多様化に合わせ、ビジット・ジャパ

ン案内所を始めとする各地観光案内所等での対応強化を図るとともに、多言語による観光案内サイン等の整備やボランティアガイド等の人材育成を推進し、外国人観光客の案内体制の充実を図ります。

② 外国人観光客の受入体制の整備

多様な旅行形態や目的に合わせた観光ニーズに対応するため、接客従事者等の観光関係者を対象とした語学や接客等の研修事業を実施し、ホスピタリティあふれる高い接客技術を持つ人材の育成を図るとともに、外国人の受入対応が可能な宿泊施設等の裾野拡大を図るなど、受入環境の整備強化を図ります。

(3) 地域経済の国際化の推進

縮小が懸念されている国内市場を踏まえ、多くの県内中小企業が海外展開を視野に入れていることから、県上海事務所はもとより、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センターを始めとする関係機関・団体の機能を最大限活用し、海外の経済動向やニーズ等に関する的確な情報収集・提供を行うとともに、企業の取引拡大など本県と海外との経済交流の創出・拡大に努めます。

特に、市場の拡大が見込まれているASEANにおいては、ミッションの派遣等により、また、海外の本県ゆかりの企業などの協力を得ながら、市場への参入可能性を探る県内企業の経済活動（輸出入、企業間取引、技術交流等）の支援に積極的に取り組み、本県企業の国際競争力の強化を図ります。

3 定住・二地域居住の推進

(1) 都市部からの定住・二地域居住者の誘導

① 定住・二地域居住情報の発信

本県への定住・二地域居住を推進するため、東京の有楽町にある相談窓口を活用し、情報の発信を行うほか、ふくしまファンクラブを活用し、本県の正確な情報を繰り返し発信します。

また、福島県全体をPRするイベントを首都圏で開催することで、復興する姿を発信し、福島に対するイメージを向上させ、観光交流の拡大や定住・二地域居住への誘導を図ります。

(2) 定住・二地域居住者の受入・支援体制の整備

① 定住・二地域居住希望者の受入体制の整備

地域住民の受入意識の醸成、市町村や民間団体との連携体制の構築、情報インフラ整備の推進等により、定住・二地域居住希望者の受入体制の整備を図ります。

また、受入主体となる市町村、地域住民及び民間団体等が実施する定住・二地域居住推進の取組を積極的に支援します。

② 定住・二地域居住者の定住後支援

地域との調整役を担う福島ふるさと暮らし案内人や受入支援を行うNPO法人などの各種団体、市町村とともに、定住・二地域居住者が地域になじみ、円滑に

生活できるよう定住後の支援を行います。また、都市生活で培った行動力、活力や価値観を生かせるよう、定住・二地域居住者と地域とを結ぶネットワークの構築を支援し、地域の活性化を図ります。

4 福島空港を活用した広域的な交流の促進

(1) 利用促進の強化

① 送客・PR活動の強化

福島空港の更なる利用促進を図っていくためには、県民空港としての意識を醸成していくことが必要であることから、県内市町村や各種団体が行う利用促進活動との連携を強化しながら、魅力的な旅行商品の造成支援やビジネス利用の促進と併せて、テレビ、新聞等のメディアによる広報やきめ細かい訪問活動も実施し、県内及び隣接県の利用促進に努めます。

② 各種交流の推進

将来の利用が期待できる教育旅行の利用促進を図るとともに、就航先との交流人口の拡大に向け、市町村や各種団体が行う文化、青少年、スポーツ等の各種交流の拡大に取り組みます。

③ 航空貨物取扱量の拡大

積極的な企業訪問等により、県内企業のみならず北関東の企業の貨物をも集約するなど、航空貨物取扱量の拡大を図ります。

(2) 路線の維持・拡充

① 航空会社等に対する取組強化

福島空港の基幹路線である福島＝伊丹線について、更なる輸送力の強化と利便性の向上に向け、機材の大型化や増便等について、航空会社等関係機関へ働きかけます。

また、更なる交流人口の拡大と本県観光の振興を図るため、現在の大阪（伊丹）、札幌（新千歳）以外の新たな路線開設を目指し、航空会社等への働き掛けを行います。

さらに、国際定期路線の再開を始め、地域経済の活性化に寄与する台湾、香港等からの国際チャーター便の誘致に向けて、航空会社等への働き掛けを行います。

② 福島空港のアクセスの向上

福島空港の利用促進を図る上でアクセスの確保は重要な要素であることから、関係市町村や交通事業者等と連携しながら、リムジンバスや乗合タクシーなどの利便性の向上に努めます。

③ ビジネス利用の拡大

ビジネスでの空港利用者の確保は、季節的な需要の変動要因も少なく、路線の安定的な利用確保につながることから、企業誘致と連携したビジネス利用の拡大を図ります。

(3) 空港の新たな特色づくり

① 空港のにぎわいづくり

福島空港へ誰もが気軽に訪問できる環境を整備するため、空港見学会や各種イベントを積極的に実施し、来場者に空港に対する理解を深めてもらうとともに、一層のにぎわいの創出を図ります。

② 新たな利活用方策の検討・推進

パイロット養成事業やビジネスジェットの就航など、空港の新たな利活用方策についても様々な可能性の検討を進めます。

③ 空港の防災機能の強化

災害に強い空港の特性を生かし、緊急支援物資や資材の受入、自衛隊や災害派遣医療チーム（DMAT）といった救援隊の受入、救援ヘリコプター臨時発着場の指定など、県内の災害だけでなく、広域的な大規模災害にも対応できるよう、福島空港の防災機能の強化を図ります。

v) 産業を支える「人と地域の輝き」づくりの高度産業人材の育成において、地域観光の核となる人材の育成の施策があるので、原文のまま記載する。

原文

地域観光の核となる人材の育成

① おもてなしの心の醸成

本県を訪れる人々を温かく迎えるため、観光関係者のホスピタリティの向上やサービスの充実を促進します。また、県民一人ひとりが地域に対する誇りと愛着を身に付けつつ、ホスピタリティの精神を持ち、観光客を温かく受け入れる気運の醸成に努めます。

② 観光人材のスキルアップの促進

テクノアカデミー会津の観光プロデュース学科においては、観光商品の企画開発やICTを活用した情報発信、外国語の習得など、より高度な教育訓練を実施します。

④ 第5章地域別構想において本県を県北、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの7つの生活圏に分け、それぞれの地域特性・現状を分析し、課題を挙げ、重点施策を具体的に記載している。以下、観光に関連する7つの生活圏別の地域特性・現状、課題、重点施策を原文より一部抜粋し記載する。

原文一部抜粋

第5章 地域別構想

東日本大震災及び原子力災害からの復興と新たな時代を担う産業の創出による「新生ふくしま」の実現に向け、地域産業の再生と地域の特性を生かした産業の振興を図るため、7つの生活圏ごとの特性や課題を踏まえた重点施策を設定し、それぞれの地域における基本的な施策の方向を明らかにします。

1 県北地域

① 地域特性・現状

- 県北地域は、福島県の北に位置し、西に吾妻・安達太良連峰、東に阿武隈高地を擁し、中心部を阿武隈川が流れています。東北新幹線や東北自動車道といった高速交通体系が整備され、行政、教育・文化、商業、金融、医療などの高次都市機能が集積するなど、本県の政治、行政、教育の中心的役割を担っています。

福島市を中心として、情報通信関連産業、電気機械関連産業などの製造業が集積し、製造品出荷額は県内の26%を占め、県中地域と並んで本県の工業を牽引していますが、世界経済の減速、円高やデフレ、国際競争の激化が地域経済に大きな影響を与えています。

- 雄大な景色を望む磐梯吾妻スカイラインや桃源郷として名高い花見山などの豊かな自然環境と、特色ある温泉地に恵まれるとともに、祭りや太鼓をはじめ、地域の風土に根ざした伝統文化が脈々と継承されています。

② 課題

- 人口減少社会の到来に加え、東日本大震災及び原子力災害に伴い人口流出が進行する中、交流人口の拡大が地域活性化の鍵となっていることから、地域資源を生かした観光誘客や街なかのにぎわい創出を進めるとともに、中山間地域と中心市街地・住宅団地等との連携・交流を促進するなど、多様な交流による地域活性化を図っていく必要があります。

③ 重点施策

多様な交流の促進による地域の活性化

- ・ 潜在的な地域資源を発掘し、新たな観光資源として活用するとともに、それらを全国的に知名度のある花見山や温泉地などの既存の観光地と有機的に繋げる着地型観光の取組を推進します。
- ・ 農家民宿での農業宿泊体験など、県北あぶくま地域を始めとした農山村地域と都市部との交流を促進するための受入体制の整備を図り、地域の活性化に繋げるとともに、定住・二地域居住などの取組により、地域外からの人材の定着を促進します。
- ・ 中心市街地においては「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を推進するため、市町村が進める中心市街地活性化基本計画や商業まちづくり基本構想の策定等の取組を支援します。また、多様な交流によるにぎわい創出や空き店舗の活用等により

地域の活性化を図ります。

2 県中地域

① 地域特性・現状

- 県中地域は、福島県の中央に位置し、中心を阿武隈川が流れ、その流域に安積平野が広がっています。西側に奥羽山脈や猪苗代湖、東側に阿武隈高地が続いています。

南北に東北新幹線、東北本線、東北自動車道、国道4号など、東西には磐越自動車道、国道49号、磐越西線、磐越東線などが整備されており、首都圏、北陸地方、東北地方を結ぶ交通の要衝となっています。また、空の玄関口である福島空港は、国内・海外との交流を図るための重要な役割を担っています。

- 中心部には、コンベンション施設やレクリエーション施設など集客力の高い施設が集中する一方で、大規模な空き店舗や閉店した中小小売店舗が数多く見られるなど中心市街地の空洞化が進んでいます。また、阿武隈地域を中心に過疎化も進行しています。
- 日本三大桜の三春滝桜や夏井の千本桜など桜の名所を始めとする美しい自然と地域固有の文化財や歴史資源、地域に根付いた祭や伝統行事・イベントなど数多くの地域資源を有しています。

② 課題

- 都市部と過疎・中山間地域の交流・連携を促進するなど「人やモノ」の交流拡大により、地域の活性化を図っていく必要があります。また、福島空港の就航先との地域間交流や空港利用の促進に取り組む必要があります。

③ 重点施策

- 地域資源を活用した交流人口の拡大
 - ・ 県内の交通の要衝であるとともに充実した交通網やビッグパレットふくしまなどのコンベンション機能を最大限活用し、国内外の会議やイベントを積極的に誘致することで、交流人口の拡大を図ります。
 - ・ 地域に息づく歴史・伝統文化などの「地域の宝」の掘り起こしや情報発信により地域のブランド力を高め、地域に対する誇りや愛着が持てる地域づくりを進めるとともに、地域の特色ある農家民宿や農作業体験などのグリーン・ツーリズムや、定住・二地域居住を推進します。
 - ・ 中心市街地においては、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を推進するとともに、多様な交流によるにぎわい創出や空き店舗の活用等により地域の活性化を図ります。
 - ・ 福島空港の国際定期路線の早期再開に取り組むとともに、就航先との地域間交流や地域と一体となった利用促進の取組を進めます。また、福島空港における広域的防災機能の強化を図ります。

3 県南地域

① 地域特性・現状

- 県南地域は、福島県の南部に位置し、首都圏と隣接する地理的優位性があります。また、東北新幹線、東北自動車道、福島空港へのアクセスとなるあぶくま高原道路などの高速交通体系が発達し大都市圏との時間的距離が短いこと等により、製造業を中心に企業が立地し、半導体関連産業、輸送用機械関連産業などの集積がありますが、世界経済の減速、円高やデフレ、国際競争の激化が地域経済に大きな影響を与えています。

他地域と比較して、第2次産業の産業別総生産額・就業人口の比率が高い一方、第3次産業の比率が低いことが特徴です。

- 阿武隈川、久慈川等の源流を有し、美しく豊かな自然に恵まれるとともに、古くから奥州の玄関口として知られる白河の関や日本最古の公園といわれる南湖公園など歴史的文化遺産が数多く残されていますが、東白川地方においては過疎化も進行しています。

② 課題

- 人口減少社会の到来を迎え、交流人口の拡大が地域活性化の鍵となっていることから、地域資源をいかした観光誘客を進めるとともに、中心市街地を軸とした交流の拡大、定住・二地域居住を推進するなど、地域活性化を図っていく必要があります。

③ 重点施策

- 広域的連携による地域内外との交流の促進
 - ・ 南部軸の国道289号で連結された南会津地域・いわき地域、さらにはFIT構想に取り組む市町村などと連携し、イベントの開催や体験交流の場の拡大、魅力あふれる回遊ルートの創設など、地域が一体となって風評の払拭に取り組みながら、観光・交流の推進を図ります。
 - ・ 白河の関や南湖公園を始めとした歴史的文化的資源や地域住民の手による文化芸術活動など、県南地域に息づく文化の魅力を全国に発信し、観光交流の促進を図ります。
 - ・ ゴルフ場が数多く集積していることを活用し、韓国からのゴルフ客を誘致するなど、スポーツツーリズムをテーマとする外国人観光客の誘致に取り組みます。
 - ・ 首都圏に隣接する地域特性を十分に生かし、県外からの交流人口を拡大していくとともに、豊かな自然に囲まれた農山村での生活を希望する人々を支援し、定住・二地域居住やグリーン・ツーリズムを推進します。
 - ・ 地域の特色を生かし、歴史と伝統、文化が調和した魅力ある中心市街地の活性化を推進するため、白河市における中心市街地活性化基本計画に基づく取組を始め、市町村が進める中心市街地活性化基本計画や商業まちづくり基本構想の策定、

空き店舗の活用等の取組を支援します。

4 会津地域

① 地域特性・現状

- 会津地域は、福島県の北西部に位置し、磐梯山や猪苗代湖に代表される山岳、湖沼等の美しい自然に恵まれています。

磐越自動車道が東西の動脈となっており、会津縦貫道の整備も進んでいます。また、阿賀野川水系では豊富な雪解け水を利用した水力発電所や地熱発電所が立地し、エネルギーの供給地域となっています。

会津若松市を中心に、電子部品・デバイス、精密機械器具などの製造業の集積がありますが、世界経済の減速、円高やデフレ、半導体産業の世界的な再編に伴う生産ラインの縮小や統廃合が、地域経済に大きな影響を与えています。

- 全国に名高い歴史、文化を有しているほか、全国屈指の観光資源に恵まれ、本県の観光・リゾートの中心的な地域であるとともに、多くの外国人観光客が訪れるなど、本県を代表する国際的観光地となっています。

一方で、中山間地域、特に山間部においては、過疎化、高齢化が進んでいます。

② 課題

- 歴史や文化に育まれた豊かな地域資源を生かした観光誘客を進めるとともに、都市・農村交流を促進し、交流人口の拡大による地域活性化を図っていく必要があります。

過疎化、高齢化が進行する小規模自治体、地域コミュニティに対する広域的、専門的な支援による地域活性化を図っていくとともに、中心市街地の活性化に向けた支援などが必要となっています。

③ 重点施策

- 観光・交流人口の拡大と地域の活性化

- ・ 観光地の正確な放射線情報や食の安全・安心を確保する仕組の提供など、地域の観光資源が安全・安心であることを全国に発信し、風評を払拭するほか、JR只見線の早期全線復旧に取り組み、会津地域の観光の回復を図ります。
- ・ 新しい観光商品の開発やグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどにより、滞在型観光を推進します。また、観光資源を生かした交流人口の拡大による地域活性化及び産業復興を支援するため、会津の魅力発信による観光交流を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、首都圏の学校や旅行者に対する説明会を開催し、会津の地域資源と安全性に関する情報を積極的に発信するとともに、学校関係者や旅行者等を招へい事業に取り組むなど、教育旅行受入数の回復を図ります。
- ・ 多様な交流によるにぎわい創出や空き店舗の活用など、市町村等の中心市街地の活性化に向けた商業振興への取組を支援することにより、地域の活性化を図り

ます。

5 南会津地域

① 地域特性・現状

南会津地域は、福島県の南西部に位置し、阿賀川流域の東部地域と只見川・伊南川流域の西部地域に大別され、これらの河川に沿って集落と耕地が形成されています。

また、本地域は山間・高冷地で、全国屈指の豪雪地帯でもあり、只見川を中心に豊富な雪解け水を利用した水力発電所が立地し、主に首都圏に電力を供給しています。

南北には会津線及び会津鬼怒川線、国道121号が通っており、東西は国道118号によって県中地域と、国道252号や只見線などによって新潟県と結ばれています。国道289号甲子道路が整備され、県南地域及び北関東地方各県との交流が拡大していることから、それを活用した産業展開が期待されます。

- 厳しい気候や交通アクセス等の条件から、製造業などの第2次産業の集積が他地域に比べ進んでいないことや第1次産業の産業別総生産額、就業人口の構成比が高いことが特徴ですが、世界経済の減速、円高やデフレ、国際競争の激化が地域経済に大きな影響を与えています。

山間・高冷地の特質を生かして栽培されたトマトやアスパラガス、りんどう、そば、キノコ類などの農林資源や尾瀬や広大なブナ原生林などの雄大な自然環境、会津田島祇園祭、檜枝岐歌舞伎などの伝統文化、日本の原風景というべき大内宿や前沢曲家集落に代表される歴史的景観、スキー場などの多様な観光資源に恵まれており、これらの地域資源を生かした農林業及び観光関連産業が主要な産業となっています。

また、豊富な水・森林資源を背景に、小水力発電や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入が期待されています。

- 雄大な自然環境が残り、伝統的建造物などの歴史的景観、祭りや食、年中行事などの伝統文化が継承されています。

しかし、人口の減少率や高齢化率が高く、県内で最も過疎・高齢化が進行している地域です。

② 課題

- 原子力災害により、南会津地域の経済・雇用を支える観光産業が風評被害を大きく受けており、正確な情報を発信し安全性をPRすることにより、風評の払拭を図るとともに、特産品の販路回復・拡大に取り組む必要があります。

また、平成23年に発生した新潟・福島豪雨により、道路や鉄道などが甚大な被害を受け、地域の観光に大きな影響が及んでいることから、交通網の早期復旧を図る必要があります。

- 過疎化・少子高齢化による人口減少が著しい南会津地域では、交流人口の拡大が地域経済の活性化に不可欠であるため、多様な地域資源を生かした観光誘客を進めるとともに、定住・二地域居住を推進していく必要があります。

③ 重点施策

○ 地域資源を活用した交流人口の拡大

- ・ 地域資源の安全性に関する情報を全国に向けて発信し、風評を払拭するほか、J R只見線の早期全線復旧に取り組み、観光客の回復を図ります。
- ・ 豊かな自然環境や伝統文化など、今ある地域の資源を生かすとともに、新たな地域資源を創造し、新しい観光商品の開発やグリーン・ツーリズムなどにより、体験・滞在型観光を推進します。また、効果的な情報発信を行うとともに旅行者の利便性を図る取組を進めるなど、受入体制の整備を進めます。
- ・ 関係機関と連携し、首都圏の学校や旅行者に対する説明会を開催し、南会津の地域資源と安全性に関する情報を積極的に発信するとともに、学校関係者や旅行者等を招へい事業に取り組むなど、教育旅行受入数の回復を図ります。
- ・ 定住・二地域居住の希望者に空き家情報やワーキングホリデーなどの地域の情報及び実践者の体験を発信するとともに、受入体制を整備し、定住人口の増加を図ります。
- ・ 町村や商工会等が進める中山間地域の商業機能確保のための取組や、商店街活性化など商業振興の取組を支援します。

6 相双地域

① 地域特性・現状

- 相双地域は、福島県の東部に位置し、海・山・川の豊かな自然を擁した温暖な気候の地域ですが、東日本大震災により沿岸部を始め、地域全体が甚大な被害を受けるとともに、原子力災害による避難指示区域等の設定により多くの住民が避難を余儀なくされ、多数の市町村で地域社会全体に空白が生じるなど、深刻な被害が継続しており、先の見通しが立たない状況にあります。
- 物流機能回復、交流拡大及び防災の観点から、中通りとつなぐ東西軸・浜通りを貫く南北軸の道路網、J R常磐線、相馬港等の交通・物流基盤の早期復旧と新たな整備が必要となっています。

② 課題

- 復興のシンボル・観光交流の拠点として、スポーツ・交流施設や観光資源の本来機能を回復、強化するとともに、優れた伝統文化等を生かしながら、交流人口の回復と拡大に取り組む必要があります。
- 交流拡大や物流機能回復、防災機能強化の観点から、東西軸・南北軸の道路網、J R常磐線、相馬港などの交通・物流基盤の早期復旧と新たな整備を進めていく必要があります。

③ 重点施策

○ 地域産業の再生

(避難指示区域)

(避難指示区域以外)

○ 交流人口の回復・拡大と産業インフラの復旧・整備

- ・ 復興に向けて取り組んでいる地域の姿を県内外に向けて積極的に情報発信するとともに、相馬野馬追やパークゴルフ場などの観光資源を活用し、交流人口の回復・拡大を図ります。
- ・ 避難指示解除区域における共同店舗の開設等、住民帰還を進めるため買い物しやすい環境整備を進め、地域の商業機能の回復を図ります。
- ・ 東西軸・南北軸の道路網整備について、常磐自動車道・東北中央自動車道の早期全線開通、国道6号の機能回復・強化に関係機関と連携して取り組みます。

また、J R常磐線の早期全線復旧、道路網・港湾の整備に関係機関が連携して取り組むことにより、物流機能の再整備と企業活動の回復を図ります。

7 いわき地域

① 地域特性・現状

- いわき地域は、福島県の南東部に位置しており、いわき地域を構成するいわき市は、昭和41年に5市4町5村が合併して誕生した広域多核都市で、平成11年に中核市へと移行しています。石炭産業から製造業を中心とする工業都市へと発展を遂げ、輸送用機械関連、化学関連などの分野を中心として、高い工業集積を有していますが、世界経済の減速、円高やデフレ、国際競争の激化が地域経済に大きな影響を与えています。

常磐自動車道や磐越自動車道、常磐線、磐越東線などの広域交通体系が整備され、また、重要港湾である小名浜港では国内外にコンテナ定期航路が就航しています。

- 西側の阿武隈高地や東側の太平洋など、多彩な自然と歴史・文化を有するとともに、温暖で寒暖の差が小さく、年間日照時間が長いなど、恵まれた気候条件のもと、アクアマリンパークやいわき湯本温泉など、集客力の高い観光拠点が存在します。

② 課題

- 多彩な自然や温泉、特色ある拠点施設、首都圏に隣接する優位性を更に生かし、都市農村交流や定住・二地域居住の推進、広域観光の振興など、多様で活発な交流を展開する必要があります。

③ 重点施策

○ 多様な地域資源を生かした交流の促進

- ・ 観光復興キャンペーンの展開や放射線に関する正確な情報発信などにより、当地域のイメージ回復を図り、観光を始め、定住・二地域居住、グリーン・ツーリズムなど、県内外との交流や国際交流を促進します。

- ・ 太平洋などの自然や温泉、アクアマリンパークなどの観光資源やフラダンスなど特色ある地域資源はもとより、再生可能エネルギーなどの産業観光も活用し、国内外の会議やイベントを誘致・開催するなど、国内外との交流を拡大することで観光客の誘致を促進します。
(サンシャイン観光推進特区 平成24年11月13日 認定)
- ・ 一店逸品運動事業や定期的な市の開催など、各地域の特色・課題を踏まえた中心市街地及び商店街の活性化に向けた取組を支援します。

⑤ 第6章計画推進において、この計画の計画推進の考え方、進行管理、重点プロジェクトの展開について記載している。

i) 計画推進の考え方

復興の状況や目まぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえながら、産業界（企業・商工団体等）、研究・教育機関、行政（県・市町村）がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、連携を密にしながら、計画に基づく施策を推進する。

ii) 進行管理

毎年度適切な進行管理を行い、着実かつ効果的な施策展開を図るとともに、復興の状況や社会経済情勢の動向を踏まえながら、必要に応じて見直しを行う。

特に第4計画年度（平成28年度）には、施策の総点検を実施し、計画の達成状況を検証する。

iii) 重点プロジェクトの展開

総合計画の重点プロジェクトに基づき、施策の重点的な展開を図る。

- ・ 人口減少・高齢化対策プロジェクト
 - 1 ふくしまでの生活再建支援
 - 2 子ども・子育て支援
 - 3 安全と安心の確保
 - 4 新産業の創出
 - 5 世代間交流の推進

- ・ 生活再建支援プロジェクト
 - 1 県内避難者支援
 - 2 県外避難者支援
 - 3 帰還に向けた取組及び帰還後の生活再建支援
 - 4 長期避難者等の生活拠点の整備
 - 5 当面ふるさとへ戻らない人への支援
 - 6 避難者を支える仕組

- ・ 中小企業等復興プロジェクト
 - 1 県内中小企業等の振興
 - ・ 復旧・復興
 - ・ 販路開拓・取引拡大
 - ・ 人材育成
 - 2 企業誘致の促進
 - 3 新たな時代をリードする新産業の創出
 - ・ 再生可能エネルギー産業
 - ・ 医療関連産業
 - 4 区域見直しに伴う対応
 - 地域経済活性化と雇用の確保・創出

- ・ 再生可能エネルギー推進プロジェクト
 - 1 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大
 - 2 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
 - 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致、県内企業の参入・取引支援
 - 4 スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消
 - 雇用の創出、持続的に発展可能な社会の実現

- ・ 医療関連産業集積プロジェクト
 - 1 医療福祉機器産業の集積
 - ・ 医療機器開発・安全評価拠点の整備
 - ・ ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立
 - ・ 医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設
 - ・ 国際的先端医療機器の開発・実証
 - ・ 県内企業の参入・取引支援
 - 2 創薬拠点の整備
 - ・ ふくしま医療産業振興拠点（創薬）の整備
 - 雇用の創出、我が国の医療関連産業をリード

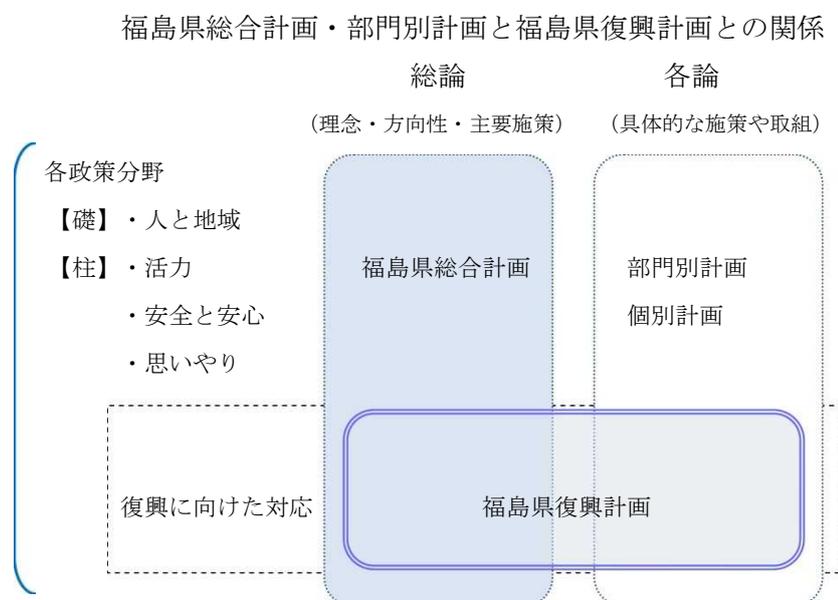
- ・ ふくしまの観光交流プロジェクト
 - 1 テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食との連携など、県内市町村、観光事業者が一丸となった観光復興キャンペーンの実施
 - 2 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流の推進

(4) 総合計画、復興計画及び商工業振興基本計画の関係

- ① 総合計画は、東日本大震災・原子力災害に限らず、中長期的に取り組んでいく最上位の計画であり、総合的に基本理念、方向性、主要施策を示すものである。
- ② これに対して復興計画は、東日本大震災、原子力災害などからの復旧、復興に特化した計画である。

総合計画と復興計画の関係は、進行管理の結果を相互にフィードバックするなど、連携して推進していくものとされている。

- ③ 商工業振興基本計画は部門別計画であり、総合計画を補足するものとして策定し、各論的に具体的な施策や取組を示している。なお、県の観光行政のベースとなる部門別計画は「福島県商工業振興基本計画 新生ふくしま産業プラン」である。



(出典 福島県総合計画 ふくしま新生プランより抜粋)

注：部門別計画一覧と主管部局

- 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画 _____ 総合安全管理室 (知事直轄)
- 福島県国土利用計画 _____ 企画調整部
- 福島県水資源総合計画 _____ 企画調整部
- 福島県過疎・中山間地域振興戦略「里・山いきいき戦略」 _____ 企画調整部
- 福島県文化振興基本計画「ふくしま文化元気創造プラン」 _____ 企画調整部
- 福島県生涯学習基本計画「夢まなびと創造プラン」 _____ 企画調整部

- 福島県スポーツ推進基本計画「ふくしまスポーツ元気創造プラン」 _____ 企画調整部
- 福島県環境基本計画 _____ 生活環境部
- 福島県ユニバーサルデザイン推進計画 _____ 生活環境部
- ふくしま男女共同参画プラン _____ 生活環境部
- ふくしま青少年育成プラン _____ 生活環境部
- ふくしま国際施策推進プラン _____ 生活環境部
- 福島県保健医療福祉復興ビジョン(仮称) _____ 保健福祉部
- 福島県商工業振興基本計画「新生ふくしま産業プラン」 _____ 商工労働部
- 福島県農林水産業振興計画(仮称) _____ 農林水産部
- ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン(仮称) _____ 土木部
- 第6次福島県総合教育計画 _____ 教育委員会

(意見)

福島県商工業振興基本計画「新生ふくしま産業プラン」に、従前は部門別計画又は個別計画として位置付けられていた「福島県観光振興基本計画うつくしま、ふくしま観光振興プラン」が統合されたが、本県商工業の全てを含めた振興基本計画となっているため、観光に関する計画が分散し、より充実した内容ではあるがやや複雑であるため、観光に特化した個別計画を従前どおり再度策定すべきである。

(5) 福島復興再生特別措置法に定められた計画

この計画は、平成24年3月31日に施行された福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。)に基づき定められた計画をいい、内閣総理大臣が定めるものと福島県知事が作成するものがある。以下、観光行政に関連する計画の概要について記載する。

① 内閣総理大臣が定める計画

避難解除等区域復興再生計画は福島特措法第7条に基づき、福島復興再生基本方針(平成24年7月13日閣議決定)に即し、福島県知事の申出を受け、内閣総理大臣が平成25年3月19日に決定策定したものである。

i) 第1部 全般的な事項(概要)

Ⅱの計画の取組方針・目標の項目の地域一体又は近隣の他の地域と一体となった取組において、交通アクセスにつき記載されている。

Vの分野別の取組の項目の公共インフラの復旧と機能強化において、交通アクセスにつき記載されている。

ii) 第2部 広域的な地域整備の方向(概要)

1の公共インフラの復興と機能強化において

(1) 広域的な道路ネットワークの構築、(5) JR常磐線の復旧につき具体的に記載している。

iii) 第3部 市町村ごとの計画

観光関連の計画をインフラの整備、産業の再生の項目で具体的に策定している。その内容を抜粋し記載すると以下のとおりである。なお、大熊町、双葉町を除く10市町村について計画化されている。

A 田村市

観光振興(観光施設の再開・再生)

B 南相馬市

観光振興(相馬野馬追の継承、鎮魂の森、震災メモリアルパークなど新たな観光資源の開発)

C 川俣町

事業再開支援(川俣シャモの鶏舎の町での整備ほか)を産業の再生の項目で計画化

D 広野町

観光振興(平成25年12月にパークゴルフ場の再オープン予定)

E 檜葉町

観光振興(「しおかぜ荘」、「道の駅ならば」平成25年度本復旧完了予定)

F 富岡町

特に記載無し。

G 川内村

観光振興(「かわうちの湯」、「いわなの郷」改修工事に着手予定)

H 浪江町

特に記載無し。

I 葛尾村

観光施設(観光施設の再開に向けた対策)

J 飯館村

飯館牛ブランドの存続の計画が農林水産業の再生において策定されている。

② 福島県知事が作成する計画

i) 産業復興計画

産業復興再生計画が平成 25 年 5 月 28 日、福島特措法第 51 条に基づき作成され内閣総理大臣から認定されている。

A 目標

この再生計画は、既に上述した総合計画、復興計画のみならず農林水産業振興計画、商工業振興基本計画の基本理念や目標、目指す姿、取組の方向性等を取り込み作成したものである。特に、各産業が着実に復興し、自立するとともに、強みを生かし、相互に連携しながら、新たな時代をリードする産業と雇用を創出することを目標としている。

B 取組の内容

この再生計画は、避難解除等区域、将来的な住民の帰還を目指す区域のみならず県内全域を対象とし作成されたものであり、本県観光行政へ重要な影響を与える内容を含む。つまり、観光振興の項目において観光客を始め様々な交流人口の増大に取り組むとし、さらに観光産業に関連する中小企業についても中小企業の項目において事業再開・経営再建（グループ補助金、制度資金）、産業基盤の整備（港湾・空港・道路・鉄道）などを進めるとしている。

なお、観光振興の項目における取組の具体的内容は以下のとおりである。

- ・観光復興キャンペーン（八重の桜、観光有料道路の無料化）
- ・正確な情報発信
- ・教育旅行誘致
- ・ニューツーリズムの推進（再生エネルギーなど）
- ・外国人観光客再誘致
- ・国内外航空路線の再開・拡充
- ・地域の伝統文化等の維持・復活
- ・道路や鉄道等の復旧・整備など

C 産業復興再生事業（規制の特例）

観光に関連する事業を抜粋すると以下のとおりである。

- ・福島特例通訳案内士育成等事業
外国人旅行者向けに本県の魅力や正しい情報を伝える体制整備のための通訳案内士育成研修・登録の実施事業

- ・商品等需要開拓事業（手数料等の1／2の軽減）
地域団体商標制度を活用した福島ブランドの確立のための事業

[更新事業]

南郷トマト、土湯温泉、会津みそ、大堀相馬焼

[新規事業]

会津田島アスパラガス

- ・新品種育成事業（出願料等の3／4の軽減）
オリジナル品種を開発し、新たなブランドを構築するための事業
水稲（4品種）、イチゴ、アスパラガス、モモ、ナシ、リンゴ、リンドウ、カラー

ii) 重点推進計画

重点推進計画が平成25年4月26日、福島特措法第71条に基づき作成され内閣総理大臣から認定されている。

- ・観光に直接関連する重点推進計画は特にない。

iii) 企業立地促進計画

企業立地促進計画が平成25年6月10日に福島特措法第18条に基づき作成され内閣総理大臣から認定されている。

- ・ポイントの概要の別紙1、別紙2において、観光分野に関連する以下の事業が認定されている。

・別紙1

宿泊業、飲食サービス業が先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業（福島特措法規則第3条第2号）においては構成業種に認定されている。

・別紙2

首都圏アンテナショップ事業が経営支援における先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業（福島特措法規則第3条第2号）として平成25年度の予算措置事業に認定されている。